## 議第158号 呉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い, 所要の規定の整備をするものです。

## 2 改正の内容

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第85号)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第86号)の施行により、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税を合わせた税率が8パーセントから10パーセントに引き上げられることに伴い、都市公園に係る使用料の額を改定します。

また、消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第1号及び消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第8条の規定により課税の対象とされている1月未満の土地の貸付けに係る対価に該当する公園の使用料の額を算出するに当たり乗じることとしている率を8パーセントから10パーセントに改めます。

## 3 施行期日

平成31年10月1日